

**被扶養者としてイオン健康保険組合に加入中のご家族が就職された場合**  
【\* 保険証の資格は自動的に切替えにはなりません!!】

保険証資格の切替には、ご家族の就職先での加入手続きのほか、ご家族として（被扶養者として）加入中の被扶養者資格を解除する（扶養から抜く）手続きが必要です。

以下の事例にご家族の状況を照らし合わせ、必要な手続きをご確認いただき速やかにお手続きをお願い致します。

**【 事例 】**

- 伊音 一郎 : A株式会社勤務、「イオン健康保険組合」加入中
- 伊音 花子（一郎の長女） : 被扶養者として「イオン健康保険組合」加入中  
⇒ 4/1に花子がB株式会社に就職し、被保険者として「B健康保険組合」に加入した

①4/1に花子さんが就職、B健康保険組合より保険証が発行される。  
\*花子さんが「被扶養者」から「被保険者」となる



②一郎さんは、花子さんが就職したことをA株式会社に報告し、花子さんのイオン健康保険組合の保険証（一郎さんの被扶養者としての保険証）をA株式会社に返却する。



③A株式会社は、イオン健康保険組合に「花子さんのイオン健康保険組合被扶養者資格を4/1付で削除する届出（被扶養者異動届）」と保険証を返却する。

**\* ご注意いただきたい点**

- 1、花子さんの就職先での保険証は、就職日の4/1当日に交付されない事もあります。花子さんの就職先での保険証が交付されるまでの間に医療機関を受診される場合もイオン健康保険組合の保険証は使用できません。保険証が手元にない状況での受診については、花子さんの就職先にご相談ください。
- 2、花子さんが4月1日以降にイオン健康保険組合の保険証を使用してしまった場合は一郎さんに医療費の返還義務が発生します。

**\* 資格の切替は「就職」が主原因となります。**

⇒ **学校を卒業して就職する方が多い「4月」は特にご注意ください!**